

総務常任委員会報告



補正の内容は。

今期12月定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案4件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおり。

答 利用者の減というだけの理由ではなく、やはり燃料費が高騰したという事と、基本的に現在、中古車を利用しており、その修繕費等が非常に多額になってきた関係上、今回増額になっております。

去年に比較しますと増えておりますが、補助額は2年前とだいたい同額です。

問 元気臨時交付金基金費というのは2年間ということだが、仮に来年へ繰り越しとなつた場合は、繰り越しができないということか。

議案第105号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

財政課所管分

問 地方バス運行等特別対策補助金の増額

答 今年の2月に国の方が補正予算を決定しまして、3月の定例会で24年度分に2億円程、充てております。これは24年から25年に繰越し

ています。それと約4億円から5億円程、25年の予算にも充当しています。国としては基本的に繰越という形はありませんので、この分につきましては25年度中に終わらないといけません。12億円に対しての残りの部分は基金に積立という形になります。阿蘇市としては、26年度にこの基金を取り崩して、事業に充当し、26年度中にすべて完了するという形が基本です。

総務課所管分

問 お知らせ端末の修繕料について、今回、140万円の増額補正で340万円というところだが、毎年このくらいかかるのか。自分で故障させた場合は個人

負担と聞いているが、その分もこの修繕料に入っているのではないか。

答 個人に過失等があるものにつきましては、個人負担で修理していただいておりますが、そのほかに原因がわからないものの故障等は、市の方で修理しております。24年度の修繕費の実績につきましては、41件で252万円となっております。

問 消防積載車のガソリン代やポンプのオイル代等の経費は、各分団ではなく、市が負担しているのか。

答 燃料代など積載車の運行に関する経費、オイルやバッテリーなどポンプのメンテナンスに要する費用につきましましては、全額、市で負担しております。また、消防団幹部会議等で、月一回の車両や消防施設の点検の徹底をお願いしており、その際、車両だけではなく、

大事なポンプの点検もお願いしています。不都合があった場合には、市で対応しています。

以上の審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第112号 平成25年度阿蘇市診療所特別会計補正予算について

補足説明

今回の補正は阿蘇中央病院との統合に関する補正が主なものです。

問 波野診療所と阿蘇中央病院が統合することによって、事務関係の効率化がなされると思うが、今の人員が減るといったことはないのか。

答 人員につきましては、減るといったようなことは聞いておりません。現在でも、非常にぎりぎりの人数でやっておりますので、そのようなこと

はないように要望していきたいと思えます。

意見 統合することにより、黒字になれば問題ないが、赤字経営がずっと続けば波野診療所の存続が危ぶまれるのではないかと。波野地域の住民はそこを心配しております。行政側は予算等も含めて、事前に十分、話を煮詰めて取り組んでもらいたい。

答 今回の統合につきまして、波野地区の住民の方々は、今の段階で不安を持っておられるかもしれません。4月以降、そういった不安が懸念だったというように、病院側としっかり打ち合わせしていきたいと思っております。

以上の審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

文教厚生常任委員会報告



料となつてゐるが、資料としてゐるのは、あくまでごみステーションに持ち込まれた資源ごみを対象としておりますので、子ども会等の収集については対象外なので問題ありません。

問 条例中に事業管理者について、議会の承認を得るといふ項目が入つていない。また、定年制かどうか分からないが、どう考えているか。

答 持ち去る人への周知というのがなかなか難しいところでありますが、お知らせ端末、区長さんを通じて資源ごみの持ち去りが発生していること、条例の制定により罰せられることを周知していければと思つております。また、買い取り業者に關しましては、産業廃棄物協会辺りを通じて周知したいと思つております。

問 子ども会や老人会等の団体での資金作りの収集に關してはどうなるのか。

答 この条例で対象としてゐるのは、あくまでごみステーションに持ち込まれた資源ごみを対象としておりますので、子ども会等の収集については対象外なので問題ありません。

問 上記のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

問 条例中の事業管理者について、議会の承認を得るといふ項目が入つていない。また、定年制かどうか分からないが、どう考えているか。

答 時期的には来年4月1日からの就任になりますので、3月議会に人事案件として提案させていただきます、議会の承認を頂きたいと思つております。また、事業管理者につきましては、副市長や教育長と同様特別職という位置付けになりますので、定年制はこの条例の中では謳つておりません。なお、選任同意につきましては、阿蘇市の市立病院として重要な医療機関でありますので、議会の

議決事項として考えさせて頂いてゐるところであります。

問 基本的なことだが、地方公営企業法に、働く人達にとつてのメリット、デメリットは。

答 全部適用導入により、予算の執行・組織人事面等、権限が事業管理者に委ねられることになり、予算・決算は今までどおり議会へ提案して承認をいただくのですが、現場で迅速な対応、柔軟な対応が出来るという事がメリットであり、病院経営に關して言いますと職員の給与等、将来的に病院経営がきつくなつた場合には人件費も病院側の判断で手続きができるという事になり、デメリットとなると思われまふ。しかし、この点については、逆に病院経営が好転すれば病院独自の給与改定も可能であります。

問 自立支援医療費の負担割合、自己負担はどのようになるのか。

答 基本的に加入保険から7割を負担し、残りの3割の部分の中で個人の所得に應じた割合で負担していただき、残りを国2分の1、県4分の1、市が4分の1という形であります。個人負担割合に關しては、疾患・症状・支援内容によつて異なります。

問 児童運営費の負担金補助及び交付金だが、各保育園の運営費の増減の理由は。

答 途中入園の希望があり、りんどろ保育

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第105号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について
福祉課所管分

問 児童運営費の負担金補助及び交付金だが、各保育園の運営費の増減の理由は。

答 途中入園の希望があり、りんどろ保育

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第103号 阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に關する条例の制定について

問 条例中の事業管理者について、議会の承認を得るといふ項目が入つていない。また、定年制かどうか分からないが、どう考えているか。

答 時期的には来年4月1日からの就任になりますので、3月議会に人事案件として提案させていただきます、議会の承認を頂きたいと思つております。また、事業管理者につきましては、副市長や教育長と同様特別職という位置付けになりますので、定年制はこの条例の中では謳つておりません。なお、選任同意につきましては、阿蘇市の市立病院として重要な医療機関でありますので、議会の

議案第99号 阿蘇市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について

問 この条例の中で、違反者には5万円の過

違反者には5万円の過

園が定員100名に対し120名、古城保育園も50名に対し63名となっておりです。

問 定員オーバーは何%まで良いのか。

答 一応120%までは良いのですが、2年連続となりますと、定員を増やさなければなりません。

教育課所管分

問 単位子ども会活動補助金だが、今回減額の理由を把握しているか。

答 当初の登録団体数を55団体で計上しておりました。新しく1団体出来たところもあるのですが、子どもの数が減ったことで、2行政区で子ども会を作ったところなどがあり、最終的には44団体ということで、団体割と人数割りで算出した結果、減額となった次第であります。

問 市から単位子ども会に補助金が出ており、子ども会育成連絡協議会の方からも子

ども会に補助金が出ている。そのところの把握は出来ているか。

答 早急に実態を把握し、精査して適当であるかどうかの確認を致します。

問 文化振興費の重機借り上げ料だが、統合小学校建設予定地に文化財があるかどうかの試掘をするということか。

答 小里団地建設の際に工期が遅れた例もあり、今回は事前に調査をし、工期に影響が出ないようにするためです。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議会事務局の補足説明

陳情第3号 介護保険制度の充実を求める陳情書

意見書案の後段には、『財政事情を優先させた

見直しでなく、介護の社会化を真に実現させる改正介護保険制度の充実を求めます。』と書いてあります。このため、介護保険を所管する『ほけん課』の意見を聞いていただいた上で、審査していただきたいと思っております。

ほけん課の補足説明

意見書案につきましては、現状の介護保険制度及び本制度の安定した運営を正しく理解していない点がある中で、慎重にご審議していただきたいと思っております。

問 現行法の改正により、要支援の負担が市町村に係るといふことなのか。

答 意見書案で『要支援外し』と表現されておりますが、今回見直されるのは全てを市町村でやりなさいということではなく、訪問介護と通所介護に限定されており、それ以外

定いたしました。

陳情第4号 介護職員の処遇改善を求める陳情書

議会事務局の補足説明

インターネットで調べたところ、全国の自治体でも同様の意見書が提出されています。しかし、今回提出されました意見書案の文中には、同じことを繰り返して述べていた委員が陳情第4号を採択されるのであれば、意見書案の中身を精査しておく必要があります。

ほけん課の補足説明

介護職員の確保というのは、どの自治体も大きな課題となっているところであり、介護職の処遇改善については是非考慮すべき時期ではないかと思っております。ただこの意見書に関しては、

若干精査すべき点があると思われる。

問 これを採択する場合、意見書内容について事務局の修正案はあるのか。

事務局の意見 まず1

点目は、同じことを繰り返している部分の削除です。2点目は、本陳情が介護職員の処遇改善を求めるものであることから、要望事項の「②介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること」を全部削除することです。3点目は、本意見書案は国に対して国民の負担増にならない方法での改善を求めるものであることから、熊本県には提出できないことです。

以上の説明を受け、挙手による採決をした結果、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

経済建設常任委員会報告



償金については、神楽

田団地の浄化槽設置に伴う排水が土地改良の水路に放流されることから、土地改良区に支払うものという説明を受けたが、公道である市道や県道はどうなるのか。

今期12月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、5件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおり。

答 市道等については、使用料は発生しません。土地改良については、土地改良の規約で定められていることから支払うものです。

議案第105号 平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

住環境課所管分

問 住宅建設費の合併浄化槽排水に伴う補

意見 これまで神楽田団地の排水は極めて流れが悪く、現在実施されている浄化槽設置工事は大変結構なことだと思ふ。それに関連して、坊中南団地には長屋があつて、入居希望者もかなりあると思ふ。もっと持続して入居できるように整備をしてい

ただきたい。

答 今年度、坊中南団地の下まで下水道工事をするようにしており、それに合わせて南団地も行うように計画をしています。長寿命化計画では昭和40年代後半のものしか出来ないようになっていきます。このため、昭和45年代くらいまで入れてはどうかという事で、今計画をしているところで

建設課所管分

問 道路新設改良費に組み込まれている新病院道路について、進捗状況はどうなっているか。

答 9月議会で移転補償費算定の委託料を補正させていただき、補償金額の算定結果が

出ましたので、今回補正予算をお願いしたところですが、これに基づき所有者の方と移転交渉を進めることになりました。

問 補償費や工事費等を考えると、取り付け道路の総額はどれくらいになる見通しなのか。

答 道路建設に伴う工事請負費予算がまだ組み込まれていませんので、総費用は5億円を超えるものと思われ

問 取り付け道路の延長距離はどれくらいになるのか。

答 延長は約300mです。面積は4300m程を予定しています。

農業委員会所管分

問 農地流動化促進事業費の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、具体的にどのようなことを行うのか。



長期間耕作されていない土地

答 県の100%補助で、対象となる農地は1年以上放棄された農地及び今後放棄されると見込まれた農地について、10アール当たり3万円を補助するものです。耕作をされる方が重機等を借り上げて、耕作が出来るよう農地にしていく事業です。

問 先ほどの説明で3名の方が耕作放棄地の解消に当たられるとのことだが、それはこの地区の方達か。

答 今年度は波野の方が2名、一の宮の方が1名です。

問 耕作放棄地にはセイタカアワダチ草の問題もある。指導はどうしているのか。

答 10月29日から11月6日にかけて、地元農業委員さんと事務局で各地区を回り、耕作放棄地の確認をしました。その中で、今年は88ヶ所約56戸の方達が耕作放棄をされた農地がありました。各所有者に通知して、耕作を再開してほしい旨を通知し、耕作が出来ない場合は貸していただるか意向を聞いて、その農家の意向に沿って進めていきたいと思っております。

観光まちづくり課所管分

問 夢の湯管理費に光熱水費の補正予算が組まれているが、今後もし一般会計からの支出は増えそうか。

答 昨年は一般会計からの支出が1500万円程度あつており、一人当たりの入浴に対して105円程度の持ち出しがありました。このため、26年度は入浴料金を値上げしたいと考えています。

農政課所管分

問 農地費に経営農地集積加速化基盤整備事業水路工事負担金・阿蘇3期分が組まれているが、これはどういうものか。

答 水路部分は公共性があり、費用の全額を農家に負担させるわけにはいかないので、毎年度、償還額の2分の1を土地改良に支払っているものです。

問 農業振興費に旅費32万円が組まれているが、これはどこに支払うものか。

答 32万円の旅費は、世界農業遺産の認定を受けましたので、県の補助事業を使って、各課長級の職員が佐渡の方に研修に行くものです。

意見 世界農業遺産の推進にあたって協議会が設立されている。直接、市が予算を組むより協議会で予算を組んで、佐渡へ研修に行くべきではないか。協議会設立時点での負担金の問題があるが、協議会で決定されたことは、約束通り負担金を支払うべきではないか。

答 昨年12月、農業遺産の協議会発足式の中で、市長が『分担金について、今までは面積割とか人口割で決められていたが、まだ世界農業遺産に関する具体的な事業が見えていないことから、均等割り

りで良いのでは』と提案されています。しかし、その提案が協議会の中で解決できないまま今日に至っている状況です。市としては負担金を均等割りでお支払しています。また、今回、協議会が協会に変わり、今までは南小国町長が協議会の会長をされていました

が、今後は実働部隊という事で、会長は農協長がされることとなり、それを行政が補佐していく形となりました。但し、事業予算については年度途中という点とで、26年度部分については新たな事業計画がまだはつきりしていません。まずは、米の部分で取り組むこととなり、佐渡方面への研修を上げています。

意見 いろいろ過去にあったと思うが、JAの組合長がされて新しく出発するわけだから、今後は阿蘇市が先頭になって阿蘇郡市のリー

ダー役を果たしていただきたいと思う。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

議案第115号 阿蘇市道路線の認定について

今回提出されました路線は、下笹鶴線と内牧千丁線の2路線です。

問 内牧千丁線の完成予定はいつ頃になるのか。

答 地盤が悪いという調査結果が出ていることから、工法を考えると事業費が膨らみません。このため、用地取得等を進めながら地盤改良をしていきたいと思っております。竣工までにはかなり時間がかかると思います。また、道路予定地を盛り土して、荷重をかけ

ることにより地盤を安定させる工法を考えていきたいと思えます。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。